

# デイサービスセンター エスコート磯原 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
( 茨城県指定 第 0871500377 号)

当施設はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## 〔目 次〕

1. 施設経営法人	1
2. 施設の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用方法	6
7. 利用中の医療機関受診について	6
8. 緊急時における対応	6
9. 苦情の受付について	7
10. 第三者評価の実施状況	7
11. 事故発生時の対応	7

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名                    社会福祉法人 白寿会
- (2) 法人所在地            茨城県北茨城市華川町車 1145 番地 65
- (3) 電話番号                0293-42-8910
- (4) 代表者氏名            理事長 鈴木 重光
- (5) 設立年月                平成 16 年 10 月 5 日

## 2. 施設の概要

- (1) 施設の種類            指定通所介護・平成 18 年 3 月 15 日指定  
茨城県 0871500377 号  
※当施設は特別養護老人ホーム エスコート磯原に併設されています。
- (2) 施設の目的            利用者に対する居宅介護サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の

介護、相談、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助することを目的としています。

- (3) 施設の名称 デイサービスセンター エスコート磯原
- (4) 施設の所在地 茨城県北茨城市華川町車 1145 番地 65
- (5) 電話番号 0293-42-8910 F A X 0293-42-8911
- (6) 施設長氏名 鈴木 重光
- (7) 当施設の運営方針
  - 1. ご利用される方、一人ひとりの意思及び人格を尊重し、家庭的雰囲気の中で生き生きとした暮らしを支えます。
  - 2. プライバシーを保護し、一人ひとりに合った利用者本位の介護サービスを行います。
  - 3. 共同生活を通してリハビリを行い、ご利用される方の自立的生活を支援します。
  - 4. 人との関わりを大切にし、利用者相互の交流をはじめ地域や家庭の結びつきを重視した運営を行います。
- (8) 開設年月 平成 18 年 3 月 15 日
- (9) 利用定員 20 人

### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 北茨城市、高萩市、いわき市錦町、勿来町
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日～金曜日 (土・日曜、及び 12 月 30 日～1 月 3 日を除く)
受付時間	月～金 8：30～17：30
サービス提供時間	月～金 9：40～15：40

### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準	備考
1. 施設長	0.2 名	1 名	ユニット型と兼務
2. 介護職員	5 名以上	2 名	
3. 生活相談員	1 名	1 名	
4. 看護職員	1 名	1 名	
5. 機能訓練指導員	1 名	1 名	
6. 管理栄養士	1 名	1 名	ユニット型と兼務

## 〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制		
1. 介護職員	通常	8：30～17：30	3人以上
2. 看護職員	通常	8：30～17：30	1人
3. 生活相談員	通常	8：30～17：30	1人
4. 機能訓練指導員	通常	8：30～17：30	1人

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供いたします。

当施設が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に記載の割合に基づき介護保険から給付されます。

#### 〈サービスの概要〉

##### ① 送迎

- ・当施設送迎車にて、ご自宅への送迎を行います。

※送迎予定到着時間については、あらかじめご連絡致しますが、交通事情等により、予定時間前後5～10分ほどの誤差が生じる場合がございますのでご了承下さい。

##### ② 食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）12：15～

##### ③ 入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ④ 排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

##### ⑤ 健康管理

- ・看護職員が、健康管理を行います。

##### ⑥ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

#### 〈サービス利用料金〉

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

ご契約者の要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 利用料 料 金 ス	基本料金	5,840 円	6,890 円	7,960 円	9,010 円	10,080 円
	入浴介助加算(I)	400 円				
	サービス提供体制強化加算(III)	60 円				
	介護職員等処遇改善加算(II)	基本料金・各加算の合計に9.0%を乗じた額				
	合 計	6,867 円	8,012 円	9,178 円	10,322 円	11,489 円
2. うち、介護保険 から給付される 金額	1 割	6,180 円	7,211 円	8,260 円	9,290 円	10,340 円
	2 割	5,494 円	6,410 円	7,342 円	8,258 円	9,191 円
	3 割	4,807 円	5,608 円	6,425 円	7,225 円	8,042 円
3. サービス利用に 係る自己負担額 (1-2)	1 割	687 円	801 円	918 円	1,032 円	1,149 円
	2 割	1,373 円	1,602 円	1,836 円	2,064 円	2,298 円
	3 割	2,060 円	2,404 円	2,753 円	3,097 円	3,447 円

※以下の項目については要件を満たす場合に加算（減算）となります。

- ①送迎減算・・・事業所にて送迎を実施しない場合、片道につき 470 円のサービス利用料金が減算されます。（自己負担額：1 割負担 47 円減算、2 割負担 94 円減算、3 割負担 141 円減算）
- ②科学的介護推進体制加算・・・心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省へ提出した場合、1 月あたり 400 円のサービス利用料金が加算されます。（自己負担額：1 割負担 40 円、2 割負担 80 円、3 割負担 120 円）
- ③若年性認知症利用者受入加算・・・若年性認知症利用者を受け入れた場合、1 日あたり 600 円のサービス利用料金が加算されます。（自己負担額：1 割負担 60 円、2 割負担 120 円、3 割負担 180 円）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## （2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### ＜サービスの概要と利用料金＞

#### ①食費（食事代）

昼食・おやつの提供にかかる費用です。

料金：1日 560 円

#### ②レクリエーション材料費

施設で提供するレクリエーションに際し、材料費のご負担をお願いいたします。尚、

レクリエーションの内容につきましては、その都度お聞き下さい。

利用1回につき 40円

### ③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

尚、御本人様の記録保管用のファイル代として初回のみ100円いただきます。

### ④理容・美容

[理容サービス]

月2回、理容師の出張による理容サービスをご利用いただけます。(日程については、理容師及び施設の都合により決定します)

利用料金：実費(利用料金表参照)

[美容サービス]

月2回、美容師の出張による美容サービスをご利用いただけます。(日程については、美容師及び施設の都合により決定します)

利用料金：実費(利用料金表参照)

### ⑤その他の利用料金

別紙 デイサービスセンター エスコート磯原 利用料金表 裏面参照  
その他、介護保険の給付対象とならないサービスを提供した場合は、実費相当額をいただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

## (3) 利用料金のお支払い方法(契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までに前月料金を請求いたしますので、当月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定銀行への振り込み

常陽銀行 磯原支店 普通預金 口座番号 1540925

社会福祉法人 白寿会 理事長 鈴木 重光

## (4) 利用の中止、変更、追加(契約書第8条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります(自己都合の場合)。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません(当日の朝のバイタルチェックにより体調がすぐれない為不参加等については、キャンセル料は発生いたしません)。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の50% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示してご相談します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。
- 契約者が病院等に入院された場合やその他理由により、連続して3ヶ月を超えてご利用をキャンセルされた場合、またその見込みがある場合には、ご利用を中止させていただきます。再度ご利用の希望がある際には、事業所にご連絡をして頂きたいと存じますが、稼働状況によりご利用ができない場合がございますので、予めご了承下さい。

## 6. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まず、お電話等でお申込下さい。当事業所職員がお伺いいたします。サービスの提供依頼を受けた後、契約を結び、通所介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの終了

#### ①お客様の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了をする日の1週間前までに当事業所担当者までお申し出ください。

#### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等のやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

## 7. 利用中の医療機関受診について

ご利用当日の体調不良（発熱・風邪等）やご利用中に著しく心身の変化が認められた場合、他の利用者への影響が懸念される症状が認められた場合は、医師・看護師または介護職員の判断により医療機関の受診をお願いする場合があります。医療機関受診のための送迎・付添は原則としてご家族でお願いします。尚、ご利用開始時・利用中の体調不良（発熱・風邪等）が確認された場合、その体調によってはご利用を見合わせていただく場合があります。

## 8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状などの急変があった場合は、速やかに利用者の緊急連絡先に連絡をとり、主治医に連絡する等必要な措置を講じます。また、急変時の医療機関への救急搬送の場合は、利用者の主治医が所属する医療機関、または、当施設の協力医療機関となるよう救急隊員へ依頼しますが、救急隊の判断によってその他の医療機関への搬送となる場合もございますのでご了承下さい。

尚、救急搬送の際は可能な限り事前に御家族に連絡をお取りしますが、状況によっては事後の連絡となる場合がございます。

緊急連絡先及び主治医については、契約者別紙に記載のうえサービス開始時までに出していただきます。

## 9. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

### （1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 生活相談員 島根 智恵
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

また、苦情受付ボックスをロビーに設置しています。

### （2）行政機関その他苦情受付機関

北茨城市役所 高齢福祉課	所在地 茨城県北茨城市磯原町磯原 1630 電話番号 0293-43-1111 F A X 0293-30-1400 受付時間 8：30～17：15
高萩市役所 高齢福祉課	所在地 茨城県高萩市春日町 3-10 電話番号 0293-22-0080 F A X 0293-22-0700 受付時間 8：30～17：15
いわき市役所 長寿介護課	所在地 福島県いわき市平字梅本 21 電話番号 0246-22-7453 F A X 0246-22-7547 受付時間 8：30～17：00
茨城県国民健康保険 団体連合会	所在地 茨城県水戸市笠原町 978-26 茨城県市町村会館内 電話番号 029-301-1565 F A X 029-301-1579 受付時間 8：30～17：00
茨城県 社会福祉協議会	所在地 茨城県水戸市千波町 1918 電話番号 029-241-1133 F A X 029-241-1434 受付時間 8：30～17：00

## 10. 第三者評価の実施状況

当施設では、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

## 11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び北茨城市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター エスコート磯原

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住所

氏名

印

身元保証人 住所

氏名

印

利用者との関係（ ）



## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 平家建

(2) 建物の延べ床面積 4839.52 m<sup>2</sup>

#### (3) 施設の周辺環境

北茨城市の中心部に位置し、J R磯原駅より約4 km、常磐高速道インターチェンジより4.5 kmの距離にあり、南側に都市計画道路、東側に国道6号線及びバイパスが走るなど交通の便は良好である。

地形は小高い丘で、太平洋が一望できる絶景の地である。

南側は駒木台住宅団地(約500戸)に隣接、周囲は松の緑に囲まれた閑静な日当たりの良い場所である。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

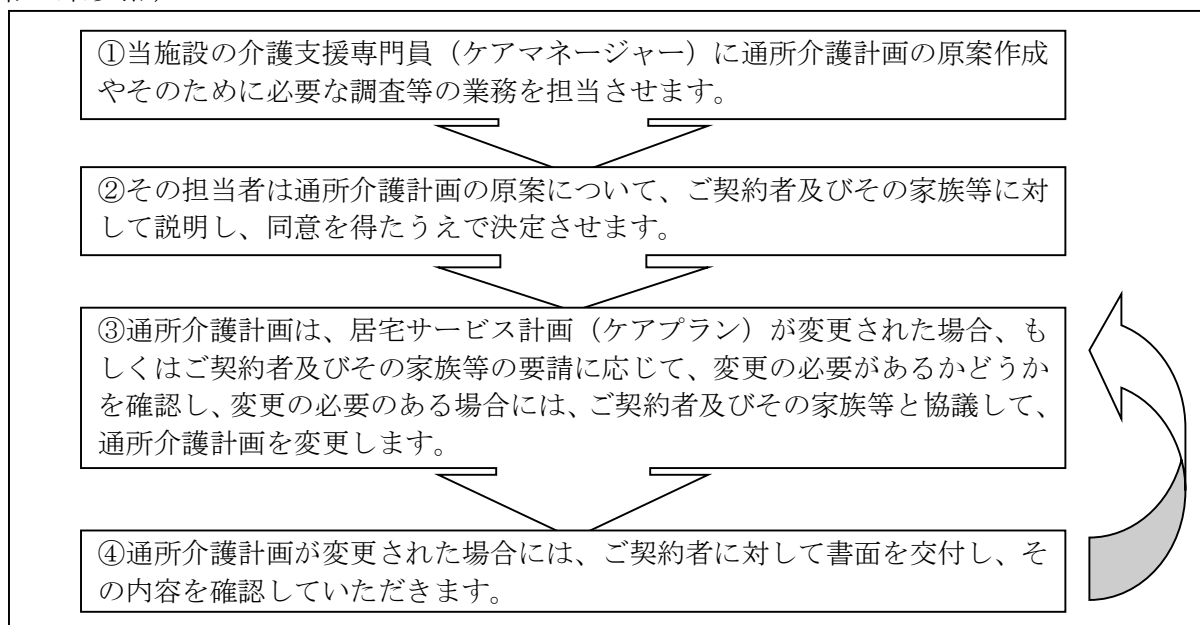
**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。  
1名の生活相談員を配置しています。

**看護職員**…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等もを行います。  
1名の看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。  
1名の機能訓練指導員を配置しています。

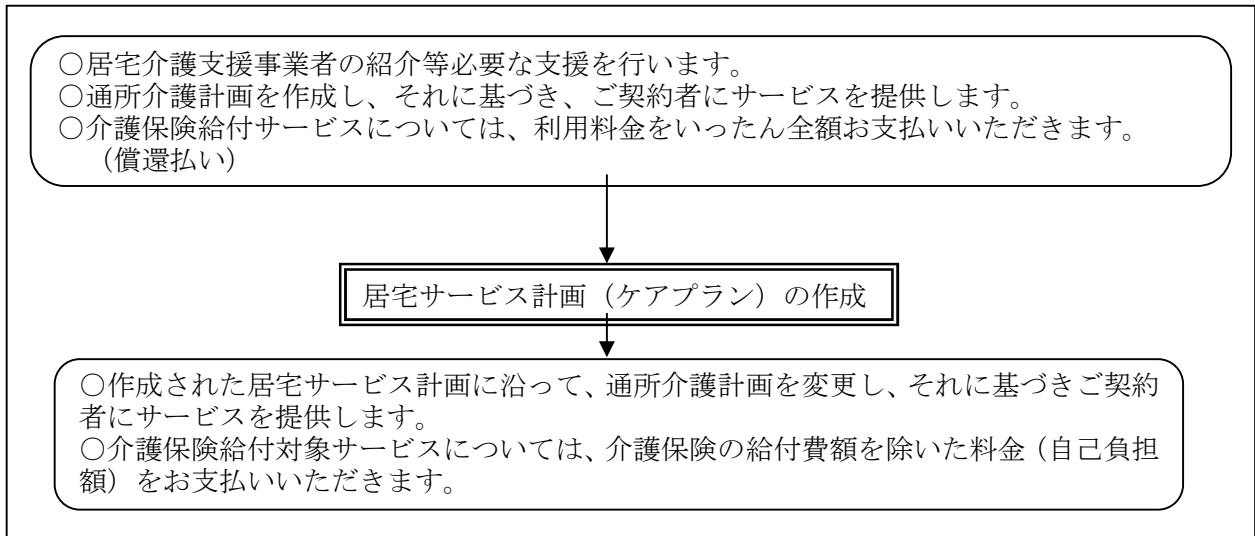
### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

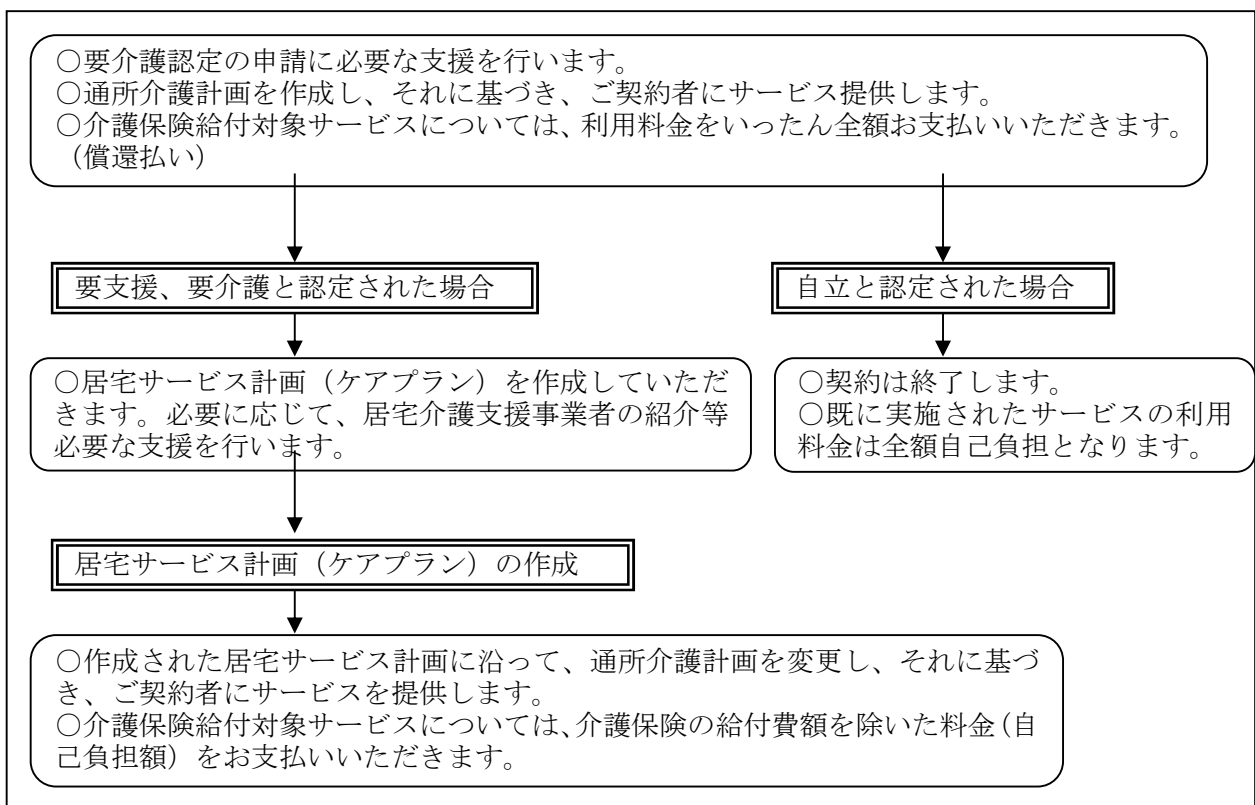


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



#### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて、記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

#### 5. サービスの利用に関する留意事項

##### （1）施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

##### （2）喫煙

施設内での喫煙はできません。

##### （3）利用中の医療提供について

ご利用中に急な体調の不良等の理由で医療が必要になった場合、ご契約者の希望により、下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

名称	所在地	診療科
こうじま慈愛病院	いわき市錦町鈴鹿 103-1	内科、外科
北茨城中央クリニック	北茨城市磯原町豊田 1-36	内科、泌尿器科
瀧病院	北茨城市磯原町磯原 2-305	内科、外科、整形外科、泌尿器科
呉羽総合病院	いわき市錦町落合 1-1	総合診療
大平歯科クリニック	北茨城市磯原町豊田 905-1	歯科

## 6. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

## 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了します。（契約書第17条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

### （1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### （2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第20条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

### (3) 契約の終了に伴う援助（契約書第17条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。